

STEP
2

①実施報告(交付要綱様式第9号)

様式第9号

平成〇〇年〇月〇日

岩手労働局長 弓 信 幸 殿

住 所 盛岡市〇〇町〇〇—〇

事業場名 株式会社 〇〇

代表者職氏名
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 国庫補助金精算書(別紙1)
- 2 事業実施結果報告(別紙2)
- 3 全労働者の賃金台帳(写し)(交付申請書提出から実績報告書提出までの間)
- 4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則(写し)・意見書(写し)
- 5 見積書、納品書、領収書の写し
- 6 写真(導入前、導入後)
- 7 その他参考となる書類

- 1 確認期間として交付申請提出後から賃金引き上げ後1回分の全労働者の賃金台帳を添付してください。
- 2 常時使用する労働者が10人未満の事業場の場合は、監督署への届け出は必要ありません。
- 3 業務改善に要した費用が確認できる書面(例:領収書の写し)
- 4 業務改善措置を確認できるもの。

国庫補助金清算書(交付要綱様式第9号別紙1)

国庫補助金精算書

区分	経事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出済額	対象経費 支出済額 に補助定 (2分の 1)を乗 じた額	基準額	適定額 (EとF を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 所要額	交付決定 額	国庫補助 受入済額	差引額 過不足額 (K-I)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)	2,100,500	0円	2,100,500	2,100,500	1,050,250	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0円	-1,000,000

事業実施結果報告書(交付要綱様式第9号別紙2)

必要性については具体的に記入してください。

別紙2 事業実施結果報告書

1 申請企業の規模等

①資本金又は出資の総額 10,000千円

②企業全体で常時使用する労働者の数 83人

③本店所在地 東京都千代田区〇〇—〇

2 業務改善等を行う事業場

①事業場の名称 株式会社 〇〇

②労働保険番号 03101 999999

③所在地 千〇〇〇-〇〇〇〇 盛岡市〇〇町〇〇—〇

④電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

⑤常時使用する労働者の数 18人

⑥事業の種類 洋品雑貨小売業

3 助成事業の実施結果

(1) 賃金引上げ計画の実施結果

ア 事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)の引上げ結果

(7) 賃金計算期間 1日~末日

(4) 賃金支払日 翌月16日

(9) 引上げ年月日及び額 平成27年6月1日
引上げ額 50円(710円から760円へ)

イ 時間給等800円未満の労働者の賃金の引上げ状況

労働者職氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額	引上げ額
販売員 厚生 一郎	男	昭和62年7月1日	平成25年4月1日	730円	平成27年6月1日	770円	40円
販売員 労働 花子	女	昭和62年4月1日	平成26年7月1日	710円	平成27年6月1日	760円	50円

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書

別添写しのとおり。

(2) 業務改善計画の実施結果(納品書、領収書等を添付すること。)

必要性 内容及び実施方法

実施時期

費用額

①ソフトウェア

①平成27年〇月〇日 (納品日) ① 420,500円

②POS機器

②平成27年〇月〇日 (納品日) ② 1,680,000円

POSレジシステムの導入により、商品の受取状況、棚卸作業や売り上げ状況の分析に必要な時間が20%程度短縮される。

レシートプリンタ 3台
バーコードスキャナ 6台
ラベルプリンタ 3台
キャッシュドロア 3台
カスタマーディスプレイ 2台

費用額合計 2,100,500円

4 交付決定日の6月前から事業実績報告までの間の解雇等※の状況
なし

5 業務改善助成金の受給の有無
有・無

6 同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無
有・無

7 その他
過去3年間、岩手労働局から助成金の不支給措置はとられていません。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勤続を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合